

藤崎小学校地区放課後子供教室業務委託プロポーザル審査要領

1. 趣旨

この要領は、藤崎小学校地区放課後子供教室業務委託プロポーザル募集要項において、第一次審査(書類審査)及び第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)を実施する上で必要な審査方法、評価項目を定めるものです。

2. 審査の対象となる者

審査は、次の各号を全て満たす者を対象に行います。

- (1) 別途定める「藤崎小学校地区放課後子供教室業務委託プロポーザル募集要項」(以下、「募集要項」という。)に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した者
- (2) 募集要項により、適正に書類を作成した者

【第一次審査】

3. 審査の項目及び方法

募集要項「11.参加表明書(第一次審査書類)の受付」の(2)提出書類に掲げる書類が適正に作成され、募集要項「6.参加資格要件」の全てを満たしているか審査を行います。

応募者が参加資格要件を満たしていることが確認でき、募集要項「9.応募手続」の(3)②失格条項に該当せず、提出された書類が適正と認める場合、応募者へその旨を通知します。

【第二次審査】

4. 審査の項目及び点数

総得点を 125 点として審査します。なお、選定項目ごとの配点は別紙「藤崎小学校地区放課後子供教室選定評価表」のとおりとします。

5. 応募者によるプレゼンテーション・ヒアリング

応募者から提出された提案書に基づき、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

日程は応募者数等により変更となる場合があります。

(1) 日時、場所

令和 3 年 10 月 16 日(土) 午前 10 時から午後 3 時(予定)

場所:習志野市役所

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

- ①1 応募者の時間は 35 分とします。(プレゼンテーション 10 分以内、その後、選定委員からの質疑及び応答 25 分程度)

②順番は、開始時間と併せ別途定めます。

6. 審査方法

- (1) 選定委員会では、提出された提案書と、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行います。
- (2) 各選定委員は、応募者へのヒアリング終了後、評価観点に基づいて審査を行います。
- (3) 今回、当該小学校地区の小学生の保護者と当該小学校に在籍する児童の保護者で、当該小学校区の全ての応募者のプレゼンテーションを聞くことができる者に限り、傍聴を許可します。保護者は事業者選定に係る審査には参加できませんが、プレゼンテーション終了後、事業者の提案で良かった点について選定委員に意思表示ができるものとします。
- (4) すべての応募者の審査終了後に、各選定委員の審査結果を集計し、選定委員の評価の平均点数が総得点の70%以上(少数点以下第3位を四捨五入)の者について、平均点数が上位の者から契約候補者として契約交渉を行います。
- (5) 審査の結果、最高得点の者が同点で2者以上ある場合は、各委託案件において提案された募集要項「5. 提案限度額」の総額が少ないものを第1契約候補者として選定します。なお、同額の場合は選定委員の多数決をもって契約候補者を選定しますが、多数決で同数の場合は、委員長が契約候補者を選定します。